

『汚泥の引抜き』・『消毒剤の撤去』を実施して

# 休止届の提出をお願いします。

長期間、家を留守にするなど、浄化槽を休止したい場合に「浄化槽使用休止届出書」を提出することで、保守点検・清掃・法定検査が免除されます。

休止する場合は、清掃業者による汚泥の全量抜き取りや、保守点検業者等による消毒剤の撤去などが必要です。

## ◆休止届の記入方法◆

1 届出者  
浄化槽管理者(設置者等)の住所・氏名・電話番号を記入して下さい。

○浄化槽管理者が変更している場合は、「浄化槽管理者変更報告書」を提出し、変更後の管理者名において休止届を提出して下さい。

2 (処理の対象)  
休止する浄化槽が、単独処理浄化槽は①に、合併処理浄化槽は②に、○印を付けて下さい。

3 (清掃の年月日)  
休止するために汚泥の抜き取りを行った日になります。

○清掃後は、再開処理をするまでトイレ等が使用出来なくなりますので注意して下さい。

4 (休止の予定日)  
休止の予定年月日は、電気や水道の停止日を踏まえて記入して下さい。

5 (消毒剤の撤去)  
浄化槽に設置してある消毒剤の撤去日を記入して下さい。

○浄化槽の水が減った場合、消毒剤が気化して宅内に逆流することがあり危険です。

### 記入例

浄化槽法施行規則第9条の3。  
様式第1号(第9条の3関係)  
浄化槽使用休止届出書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

1 → 届出者  
住所 山口市宮島町7番1号  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 水嶋 ペン太  
電話番号 083-933-6691

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	山口市 宮島町7番1号	2
2 処理の対象	①し尿のみ <input type="radio"/> ②し尿及び雑排水 <input checked="" type="radio"/>	
3 清掃の年月日	令和2年 4月 1日	3
4 休止の予定年月日	令和2年 4月 2日	4
5 休止の理由	居住者が子供と同居して、空室になるため	
6 再開の予定年月日	未定	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 令和2年 4月 1日	5
	撤去を実施した者の氏名又は名称 〇〇会社 〇〇〇〇	
※事務処理欄		

(注意)  
1 ※欄には、記載しないこと。  
2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3 4欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ 「浄化槽使用休止届出書」と一緒に、浄化槽清掃業者が発行する、「汚泥引抜き」等の明細が記載してある「清掃の記録を示す書類」のコピーを添付して下さい。

※ 浄化槽の使用を再開する場合は、保守点検業者に依頼するとともに、「浄化槽使用再開届出書」を再開した30日以内に提出して下さい。

提出・問い合わせ先

〒753-0043 山口市宮島町7番1号

山口市上下水道局  
業務課 水洗化担当

TEL 083-933-6691  
FAX 083-932-0584